

報告第 39 号

小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 12 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和 3 年 4 月開園予定の認定こども園三日月幼稚園における一時預かり保育の実施にあたり、規則を定めたので報告する。

小城市規則第 30 号

小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小城市立認定こども園設置条例（令和 2 年小城市条例第 25 号。以下「条例」という。）第 5 条第 3 項に規定する市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）で子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により受けた教育・保育給付認定以上に認定こども園を利用した子どもに対する教育・保育（以下「預かり保育」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 平日 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く日とする。
- (2) 長期休業日 小城市立認定こども園管理及び運営に関する規則（令和 2 年小城市規則第 29 号）第 17 条第 1 号ウからカに規定する休業日をいう。

(対象児童)

第 3 条 預かり保育を利用できる児童（以下「対象児童」という。）は、法第 19 条第 1 項第 1 号に該当し、認定こども園に在籍する 1 号認定子どもであって、保護者の就労、冠婚葬祭又は傷病等により、教育時間の前後又は長期休業日等において、一時的に保育が必要と市長が認めたものとする。

(預かり保育の実施日)

第 4 条 預かり保育の実施日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日以外の日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用時間)

第5条 預かり保育の利用時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めた場合は、この限りでない。

(預かり保育の利用申請)

第6条 預かり保育の利用を希望する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、預かり保育利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の事由等により同項の預かり保育を利用しようとする場合には、事前に園長まで申出を行い、承認を得るものとする。この場合において、当該保護者は、預かり保育利用届（様式第2号）を速やかに提出しなければならない。

(利用決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、預かり保育の利用の可否を決定した上、預かり保育承諾通知書（様式第3号）又は預かり保育不承諾通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(予約)

第8条 利用の決定を受けた者が、預かり保育を利用しようとする場合は、原則として、利用日の属する月の前月の25日までに園長に対し利用の予約をしなければならない。ただし、急病又は葬祭等の緊急性が極めて高い事由により予約が困難である場合は、この限りでない。

2 園長は、前項の予約について次の各号のいずれかに該当する場合は、予約を承諾しないことができる。

(1) 対象児童が、病気の時。

(2) 前号に掲げるもののほか、園長が保育上不適当と認めたとき。

(予約の取消し)

第9条 前条の予約をした者が、予約を取り消す場合には、利用時間の前までに園長に対し連絡しなければならない。

(利用の辞退)

第10条 保護者は、第3条に規定する対象児童の要件に該当する事由が消滅し、利用を辞退する場合には、預かり保育利用辞退届（様式第5号）を市長へ提出するものとする。

(利用の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消し、預かり保育利用取消通知書(様式第6号)により保護者へ通知するものとする。

(1) 虚偽、その他不正な手段により預かり保育利用の承諾を受けたとき。

(2) 次条に定める届出を怠ったことが判明したとき。

(変更届出)

第12条 利用の決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合には、預かり保育利用変更届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第13条 条例第5条第3項に規定する預かり保育の使用料は、児童1人当たり別表に定める額を負担しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、利用月の翌月の納付期限までに市長へ納めなければならない。

(帳簿等)

第14条 園長は、預かり保育の利用状況等に関する帳簿等を整備し、利用状況を市長に毎月報告するものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 預かり保育の利用申請、その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表(第5条・第13条関係)

区分	利用時間帯	利用単位	金額
----	-------	------	----

平日 (長期休業日 を除く)	7時30分から8時30分ま で	1時間当たり	100円
	14時から19時まで	1時間当たり	100円
土曜日及び長 期休業日	7時30分から18時30分 まで	1時間当たり	100円
	18時30分から19時まで	30分当たり	100円

預かり保育利用申請書（兼預かり児童台帳）

年 月 日

小城市長 様

保護者

住 所 _____ 緊急連絡先 () - _____
 電話番号(父) - - _____
 氏 名 _____ 電話番号(母) - - _____

次のとおり預かり保育を利用したいので、小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則第6条の規定により申請します。

ふりがな				生 年 月 日	男・女
児童氏名				年 月 日	
家 族 の 状 況					
氏 名	児童との続柄	年 齢	勤 務 先 等	電 話 番 号	
				-	
				-	
				-	
				-	
				-	
利 用 内 容					
申請理由	1.仕事 2.看護・介護 3.冠婚葬祭 4.出産 5.その他 ()				
利用形態	<input type="checkbox"/> 常時利用		<input type="checkbox"/> 一時利用		
利用期間	年 月 日から		年 月 日まで		
利用時間	<input type="checkbox"/> 平日（早朝）	時 分	～	時 分	
	<input type="checkbox"/> 平 日	教育時間終了後		～	時 分
	<input type="checkbox"/> 長期休業日	時 分	～	時 分	
	<input type="checkbox"/> そ の 他				
(利用するにあたり園へ伝えておきたいこと)					

預かり保育利用届（兼預かり児童台帳）

年 月 日

小城市長 様

保護者

住 所

氏 名

次のとおり預かり保育を緊急に利用しましたので、小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則第6条第2項の規定により提出します。

ふりがな		生 年 月 日	男・女
児童氏名		年 月 日	
利 用 内 容			
利用理由	1.仕事 2.看護・介護 3.冠婚葬祭 4.出産 5.その他（ ）		
利用日	年 月 日から	年 月 日まで	
利用時間	<input type="checkbox"/> 平日（早朝）	時 分	～ 時 分
	<input type="checkbox"/> 平 日	教育時間終了後	～ 時 分
	<input type="checkbox"/> 長期休業日	時 分	～ 時 分
	<input type="checkbox"/> そ の 他		
備考			

預かり保育承諾通知書

第 号
年 月 日

(保護者)

様

小城市長 

年 月 日付けで申請のあった預かり保育利用申請については、小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則第7条の規定により承諾しましたので通知します。

児 童 名		生年月日	年 月 日生
住 所			
実施園名称 及び所在地			
利用形態	<input type="checkbox"/> 常時利用		<input type="checkbox"/> 一時利用
利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
利用時間	<input type="checkbox"/> 平日(早朝)		時 分 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/> 平 日		教育時間終了後 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/>		長期休業日 時 分 ~ 時 分
	<input type="checkbox"/> そ の 他		
利 用 料	<input type="checkbox"/> 平日 100円/時間 <input type="checkbox"/> 土曜日及び長期休業日(7時30分から18時30分まで) 100円/時間 <input type="checkbox"/> 18時30分から19時まで 100円/30分 ※別途、給食等の実費がかかります。		

(注意事項)

- 1 預かり保育を利用するときは、園の指定する日までに予約してください。
- 2 予約の際、児童が病気の場合や園の運営上預かり保育ができない場合には、利用をお断りする場合があります。
- 3 予約の取消しは、利用時間の前までに園に必ず連絡してください。
- 4 利用を辞退する場合は、辞退の手続きをしてください。
- 5 申請内容に変更がある場合は、変更の手続きをしてください。
- 6 保育士の指示に従わない場合は、保育をお断りすることがあります。
- 7 使用料は、利用月の翌月の納付期限までに納付をお願いします。

預かり保育不承諾通知書

第 号
年 月 日

(保護者)

様

小城市長 

年 月 日付けで申請のあった預かり保育利用申請については、下記の理由により小城市立認定こども園一時預かり保育実施要綱第7条の規定により不承諾としましたので通知します。

記

児 童 名		生年月日	年 月 日生
住 所			
不 承 諾 理 由			

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に小城市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、小城市を被告として当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

預かり保育利用辞退届

年 月 日

小城市長 様

(保護者)
申請者 住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付けで通知のあった預かり保育の利用について辞退したいので、
小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則第10条の規定により提出します。


児 童 名		生年月日	年 月 日生
住 所			
辞 退 理 由			

預かり保育利用取消通知書

第 号
年 月 日

(保護者)

様

小城市長 

預かり保育の利用について、下記の理由により取り消しましたので、小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則第11条の規定により通知します。

記

児 童 名		生年月日	年 月 日生
住 所			
取 消 理 由			

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に小城市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6月以内に、小城市を被告として当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

預かり保育利用変更届

小城市長 様

(保護者)

申請者 住 所
氏 名
連絡先

預かり保育の利用申請について変更したいので、小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則第12条の規定により提出します。

ふりがな		生 年 月 日	男・女
児童氏名		年 月 日	
利 用 内 容			
申請理由	1.仕事 2.看護・介護 3.冠婚葬祭 4.出産 5.その他 ()		
利用形態	<input type="checkbox"/> 常時利用 <input type="checkbox"/> 一時利用		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用時間	<input type="checkbox"/> 平日(早朝) 時 分 ~ 時 分		
	<input type="checkbox"/> 平 日 教育時間終了後 ~ 時 分		
	<input type="checkbox"/> 長期休業日 時 分 ~ 時 分		
	<input type="checkbox"/> そ の 他		